

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件 新旧対照表

平成二十六年総務省告示第 号

平成二十五年総務省告示第四百七十三号

(傍線部は変更部分)

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九
 第一項第二号ロ及びハ、第二項第二号、第四十九條の六の十第一項第二号ロ、第三
 項第二号並びに第四項第六号、別表第二号第12の4(4)オ及び5(5)並びに別表第三
 号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を
 行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信
 方式を用いるものうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信す
 るものの技術的条件を次のように定める。

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装
 置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四条第四項、第
 四十九條の六の九第一項第二号ロ及びハ、別表第二号第12の5(5)並びに別表第三
 号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行
 う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を次
 のように定め、平成二十六年一月一日から施行する。

一 設備規則第十四条第四項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差のう
 ち、陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合のもの
 は、同時に送信する二の搬送波の空中線電力の和の定格の出力に対する許容偏差
 が、次の表の上欄及び中欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりと
 する。

送信する二の搬 送波の周波数	送信装置	許容偏差	
		上限(パーセント)	下限(パーセント)
九〇〇MHzを超 え九一五MHz以 下	複数の空中線か ら同一の周波数 の電波を送信す るもの	八七	五八
	それ以外のもの	八七	四七

注 複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線系の
 給電線に供給される電力の総和の偏差がこの表に掲げる許容偏差を満たすこ
 と。

二 設備規則第十四条第四項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差のう
 ち、基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超
 え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、
 五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一
 一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)

1| 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接
チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周
波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数
範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上
低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平

を含む複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができる陸上移動局の送信
設備のものは、次の表の上欄に掲げる送信設備の区分に応じ、それぞれ同表の下
欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差(注)	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
陸上移動局の送信設備(複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものを除く。)	八七	五八
陸上移動局の送信設備(複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものを除く。)	八七	六七
その他の周波数の電波を送信する場合	八七	五三
その他の周波数の電波を送信する場合	八七	七四
その他の周波数の電波を送信する場合	八七	六二

注 陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、同時に送信する二の搬送波の空中線電力の和の定格の出力に対する許容偏差とする。

三| 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接
チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 基地局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波
数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲
に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値
又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平均電力が

均電力が(一)一三dB_m(電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。)以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
五	五	四・五
一〇	一〇	四・五
一〇	七・五	三・八四
一〇	一二・五	三・八四
一〇	一〇	九
一五	一〇	三・八四
一五	一五	一三・五
二〇	三〇	一三・五
二〇	一二・五	三・八四
二〇	一七・五	三・八四
二〇	二〇	一八
四〇	四〇	一八

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャンネル漏えい電力の許容値を適用する。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(7) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔(搬送波のチャンネル間隔とは、当該搬送波の周波数を使用する無線局の無線設備のチャンネル間隔をいう。以下同じ。)に応じ

(一)一三dB_m(電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。)以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
五	五	四・五
一〇	一〇	四・五
一〇	七・五	三・八四
一〇	一二・五	三・八四
一〇	一〇	九
一五	一〇	三・八四
一五	一五	一三・五
二〇	三〇	一三・五
二〇	一二・五	三・八四
二〇	一七・五	三・八四
二〇	二〇	一八
四〇	四〇	一八

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャンネル漏えい電力の許容値を適用する。

ア 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔(搬送波のチャンネル間隔とは、当該搬送波の周波数を使用する無線局の無線設備のチャンネル間隔をいう。以下同じ。)に応じた(1)の許

たアの許容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。

(イ) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする三・八四MHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値であること。

間隔周波数（注1）	離調周波数（注2）（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz以上一〇MHz以下	二・五	（一）四四・二dBc（注3）
一〇MHzを超え	二・五	（一）四四・二dBc（注3）
一五MHz未満	七・五	（一）四四・二dBc（注3）
一五MHz以上	二・五	（一）四四・二dBc（注4）
二〇MHz未満	七・五	（一）四四・二dBc（注3）
二〇MHz以上	二・五	（一）四四・二dBc（注4）
七・五	七・五	（一）四四・二dBc（注4）

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2) 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3) dBcは、電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものと

容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。

イ) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする三・八四MHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値であること。

間隔周波数（注1）	離調周波数（注2）（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz以上一〇MHz以下	二・五	（一）四四・二dBc（注3）
一〇MHzを超え	二・五	（一）四四・二dBc（注3）
一五MHz未満	七・五	（一）四四・二dBc（注3）
一五MHz以上	二・五	（一）四四・二dBc（注4）
二〇MHz未満	七・五	（一）四四・二dBc（注3）
二〇MHz以上	二・五	（一）四四・二dBc（注4）
七・五	七・五	（一）四四・二dBc（注4）

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2) 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3) dBcは、電力の搬送波電力（同時に送信する複数の搬送波の電力の総和とする。）に対する比をデシベルで表したものと

4| dBcは、電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。）に対する比をデシベルで表したものとす。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に依り、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(ア) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(二)五〇 dBm
	五	四・五	(二)五〇 dBm
	一〇	三・八四	(二)五〇 dBm
	七・五	三・八四	(二)五〇 dBm
一〇	一〇	九	(二)五〇 dBm
	一一・五	三・八四	(二)五〇 dBm
	一〇	三・八四	(二)五〇 dBm
	一五	三・八四	(二)五〇 dBm
一五	一五	三・八四	(二)五〇 dBm
	一五	三・八四	(二)五〇 dBm
	一〇	三・八四	(二)五〇 dBm
	一五	三・八四	(二)五〇 dBm
二〇	二〇	一八	(二)五〇 dBm
	二〇	三・八四	(二)五〇 dBm
	一七・五	三・八四	(二)五〇 dBm
	二〇	三・八四	(二)五〇 dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

4| dBcは、電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。）に対する比をデシベルで表したものとす。

2| 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次のアの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に依り、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次のイの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に依り、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

ア 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(二)五〇 dBm
	五	四・五	(二)五〇 dBm
	一〇	三・八四	(二)五〇 dBm
	七・五	三・八四	(二)五〇 dBm
一〇	一〇	九	(二)五〇 dBm
	一一・五	三・八四	(二)五〇 dBm
	一〇	三・八四	(二)五〇 dBm
	一五	三・八四	(二)五〇 dBm
一五	一五	三・八四	(二)五〇 dBm
	一五	三・八四	(二)五〇 dBm
	一〇	三・八四	(二)五〇 dBm
	一五	三・八四	(二)五〇 dBm
二〇	二〇	一八	(二)五〇 dBm
	二〇	三・八四	(二)五〇 dBm
	一七・五	三・八四	(二)五〇 dBm
	二〇	三・八四	(二)五〇 dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	() 三二・二二 dBc
	五	四・五	() 二九・二二 dBc
一〇	一〇	三・八四	() 三五・二二 dBc
	七・五	三・八四	() 三二・二二 dBc
一五	一〇	九	() 二九・二二 dBc
	一五	三・八四	() 三五・二二 dBc
二〇	一〇	三・八四	() 三二・二二 dBc
	一五	三・八四	() 三五・二二 dBc
二〇	一五	一三・五	() 二九・二二 dBc
	二二・五	三・八四	() 三二・二二 dBc
二〇	一七・五	三・八四	() 三五・二二 dBc
	二〇	一八	() 二九・二二 dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) dBc は、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に幅射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に幅射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(イ) 搬送波の電力を○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	() 三二・二二 dBc
	五	四・五	() 二九・二二 dBc
一〇	一〇	三・八四	() 三五・二二 dBc
	七・五	三・八四	() 三二・二二 dBc
一五	一〇	九	() 二九・二二 dBc
	一五	三・八四	() 三五・二二 dBc
二〇	一〇	三・八四	() 三二・二二 dBc
	一五	三・八四	() 三五・二二 dBc
二〇	一五	一三・五	() 二九・二二 dBc
	二二・五	三・八四	() 三二・二二 dBc
二〇	一七・五	三・八四	() 三五・二二 dBc
	二〇	一八	() 二九・二二 dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) dBc は、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

(2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のアの表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に幅射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次のイの表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に幅射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(7) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

五MHzと一〇MHzの組合せ	同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ		隣接チャネル漏えい電力の許容値
	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	
五	七・四	三・八四	(一)五〇dBm
	九・八	九・三	(一)五〇dBm
	一一・四	三・八四	(一)五〇dBm
	九・九七五	三・八四	(一)五〇dBm
	一四・九五	一三・九五	(一)五〇dBm
一四・九七	三・八四	(一)五〇dBm	

注 離調周波数は、送信周波数帯域(同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

五MHzと一〇MHzの組合せ	同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ		隣接チャネル漏えい電力の許容値
	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	
五	七・四	三・八四	(一)三二・dBc
	九・八	九・三	(一)二九・dBc
	一一・四	三・八四	(一)三五・dBc
	九・九七五	三・八四	(一)三二・dBc
	一四・九五	一三・九五	(一)二九・dBc
一四・九七	三・八四	(一)三五・dBc	

ア 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

五MHzと五MHzの組合せ	同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ		隣接チャネル漏えい電力の許容値
	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	
五	七・四	三・八四	(一)五〇dBm
	九・八	九・三	(一)五〇dBm
	一一・四	三・八四	(一)五〇dBm
	九・九七五	三・八四	(一)五〇dBm
	一四・九五	一三・九五	(一)五〇dBm
一四・九七	三・八四	(一)五〇dBm	

注 離調周波数は、送信周波数帯域(同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

五MHzと一〇MHzの組合せ	同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ		隣接チャネル漏えい電力の許容値
	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	
五	七・四	三・八四	(一)三二・dBc
	九・八	九・三	(一)二九・dBc
	一一・四	三・八四	(一)三五・dBc
	九・九七五	三・八四	(一)三二・dBc
	一四・九五	一三・九五	(一)二九・dBc
一四・九七	三・八四	(一)三五・dBc	

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送

波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心の周波数から隣接チャ

ネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) dBcは、電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）

に対する比をデシベルで表したものをいう。

1) チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五MHz、(±)一〇MHz及び(±)一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

2) チャンネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)七・五MHz、(±)一・二・五MHz及び(±)一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

3) チャンネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz、(±)一五MHz及び(±)二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

4) チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一二・五MHz、(±)一七・五MHz及び(±)二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送

波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心の周波数から隣接チャ

ネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) dBcは、電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）

に対する比をデシベルで表したものをいう。

1) チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五MHz、(±)一〇MHz及び(±)一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

2) チャンネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)七・五MHz、(±)一・二・五MHz及び(±)一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

3) チャンネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz、(±)一五MHz及び(±)二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

4) チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一二・五MHz、(±)一七・五MHz及び(±)二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

3 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種類	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	九〇〇MHzを超え九二五MHz以下	二

4 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下

5 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五dB以下の値

度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

5 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種類	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	二

6 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下

7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五dB以下の値

一〇・〇五MHz以上

任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が

(一) 一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz

を超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2| 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

4| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあっては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間であつて、当該搬送波のうち一のものから一〇MHz未満の周波数範囲(当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。)においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間であつて、全ての搬送波から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、

一〇・〇五MHz以上

任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が

(一) 一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2| 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

4| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあっては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間であつて、当該搬送波のうち一のものから一〇MHz未満の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間であつて、全ての搬送波から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
5 MHz	<p>一、〇〇〇 kHz 未満</p> <p>一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満</p> <p>満</p>	<p>任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五 dB以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・五 dB以下</p>
10 MHz	<p>一、〇〇〇 kHz 未満</p> <p>〇 MHz 未満</p> <p>六 MHz 以上一〇 MHz 未満</p> <p>五 MHz 以上六 MHz 未満</p> <p>満</p>	<p>任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・五 dB以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三・五 dB以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(三)八・五 dB以下</p>
15 MHz	<p>一、〇〇〇 kHz 未満</p> <p>〇 MHz 未満</p> <p>一〇 MHz 以上一五 MHz 未満</p> <p>五 MHz 以上一〇 MHz 未満</p> <p>満</p>	<p>任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八・五 dB以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三・五 dB以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(三)八・五 dB以下</p>

2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
5 MHz	<p>一、〇〇〇 kHz 未満</p> <p>一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満</p> <p>満</p>	<p>任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五 dB以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・五 dB以下</p>
10 MHz	<p>一、〇〇〇 kHz 未満</p> <p>〇 MHz 未満</p> <p>六 MHz 以上一〇 MHz 未満</p> <p>五 MHz 以上六 MHz 未満</p> <p>満</p>	<p>任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・五 dB以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三・五 dB以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(三)八・五 dB以下</p>
15 MHz	<p>一、〇〇〇 kHz 未満</p> <p>〇 MHz 未満</p> <p>一〇 MHz 以上一五 MHz 未満</p> <p>五 MHz 以上一〇 MHz 未満</p> <p>満</p>	<p>任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八・五 dB以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三・五 dB以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(三)八・五 dB以下</p>

二〇 MHz	五 MHz 以上一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・五 dBm 以下の値
	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・五 dBm 以下の値
二〇 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一九・五 dBm 以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・五 dBm 以下の値
二〇 MHz	五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・五 dBm 以下の値
	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・五 dBm 以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

五 MHz と五 MHz の組合せ	同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
	一 MHz 未満		任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六・四 dBm 以下の値
五 MHz と五 MHz の組合せ	一 MHz 以上五 MHz 未満		任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・五 dBm 以下の値
	五 MHz 以上九・八 MHz 未満		任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・五 dBm 以下の値

二〇 MHz	五 MHz 以上一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・五 dBm 以下の値
	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・五 dBm 以下の値
二〇 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一九・五 dBm 以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・五 dBm 以下の値
二〇 MHz	五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・五 dBm 以下の値
	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・五 dBm 以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

(2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の搬送波の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、当該連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

五 MHz と五 MHz の組合せ	同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
	一 MHz 未満		任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六・四 dBm 以下の値
五 MHz と五 MHz の組合せ	一 MHz 以上五 MHz 未満		任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・五 dBm 以下の値
	五 MHz 以上九・八 MHz 未満		任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・五 dBm 以下の値

五MHzと一〇MHzの 組合せ	九・八MHz以上 一四・八MHz未 満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・五dBm以下の値
	一MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八・四dBm以下の値
	一MHz以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値
	五MHz以上一四・九五MHz未 満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五dBm以下の値
	一四・九五MHz 以上一九・九 五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・五dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の端(送信周波数帯域に近い端に限る。)までの差の周波数とする。

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値

五MHzと一〇MHzの 組合せ	九・八MHz以上 一四・八MHz未 満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・五dBm以下の値
	一MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八・四dBm以下の値
	一MHz以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値
	五MHz以上一四・九五MHz未 満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五dBm以下の値
	一四・九五MHz 以上一九・九 五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・五dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の端(送信周波数帯域に近い端に限る。)までの差の周波数とする。

八 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値

以上一、九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五二dBm以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

3| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値

以上一、九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五二dBm以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

3| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値

八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の六 MHz の帯域幅における平均電力が</p> <p>(一) 二六・二 dBm 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値</p>
四七〇 MHz 以上七二〇 MHz 以下	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の六 MHz の帯域幅における平均電力が</p> <p>(一) 二六・二 dBm 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値</p>
七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値</p>
八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	<p>1 八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下又は九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四〇 dBm 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p>
九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p>

以上八九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の六 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二六・二 dBm 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値</p>
四七〇 MHz 以上七二〇 MHz 以下	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の六 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二六・二 dBm 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値</p>
七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値</p>
八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	<p>1 八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下又は九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四〇 dBm 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p>
九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p>

<p>一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一、五〇〇 MHz 以下、一、八三〇・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dB_m 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dB_m 以下の値</p>
<p>一、四七五・九 MHz 以上一、四九六 MHz 未満</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dB_m 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dB_m 以下の値</p> <p>2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dB_m 以下の値</p> <p>2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三五 dB_m 以下の値</p> <p>3 1 及び 2 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dB_m 以下の値</p>

<p>一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一、五〇〇 MHz 以下、一、八三九・九 MHz 以下、一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dB_m 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dB_m 以下の値</p>
<p>一、四七五・九 MHz 以上一、四九六 MHz 未満</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dB_m 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dB_m 以下の値</p> <p>2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三五 dB_m 以下の値</p> <p>3 1 及び 2 に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dB_m 以下の値</p>

<p>一、四九六MHz以上二、五〇・九MHz以下</p>	<p>1 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が五MHzのものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値</p> <p>2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三五dBm以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>一、八三九・九MHz以上二、八四四・九MHz未満</p>	<p>1 一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値</p>
<p>一、八四四・九MHz以上二、八七九・九MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p> <p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上二、九一五・七MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>二、一一〇MHz以上二、一五四MHz未満</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>二、一五四MHz以上二、一七〇MHz以下</p>	<p>1 七一八MHzを超え七二三・三三三MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p>

<p>一、四九六MHz以上二、五〇・九MHz以下</p>	<p>1 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が五MHzのものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値</p> <p>2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三五dBm以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>一、八三九・九MHz以上二、八四四・九MHz未満</p>	<p>1 一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値</p>
<p>一、八四四・九MHz以上二、八七九・九MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p> <p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上二、九一五・七MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>二、一一〇MHz以上二、一五四MHz未満</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>二、一五四MHz以上二、一七〇MHz以下</p>	<p>1 七一八MHzを超え七二三・三三三MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p>

<p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇 dB以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇 dB以下の値</p>
--

注1 九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八三九・九MHz未満、一、八七九・九MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯については、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2| 注1の規定にかかわらず、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、八六〇MHz未満又は八九〇MHzを超える周波数帯において、送信周波数帯域(当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一・九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二七・四二五MHz以上離れた周波数帯について、この表の許容値を適用する。

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

1| 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

<p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇 dB以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇 dB以下の値</p>
--

注1 九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八三九・九MHz未満、一、八七九・九MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯については、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2| 注1の規定にかかわらず、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、八六〇MHz未満又は八九〇MHzを超える周波数帯において、送信周波数帯域(当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一・九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二七・四二五MHz以上離れた周波数帯について、この表の許容値を適用する。

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の $1,000\text{ kHz}$ の帯域幅に輻射される平均電力が $(-1-3\text{ dBm})$ 以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz) (注2)
五	五	四・五
一〇	一〇	四・五
一〇	一〇	九
一五	一五	九
一五	一五	一三・五
二〇	二〇	一三・五
二〇	二〇	一八
二〇	二〇	一八
二〇	二〇	一八

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャンネル漏えい電力の許容値を適用する。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(ア) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔に応じたアの許容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。

(イ) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲(当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。)においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下
の値であること。

間隔周波数(注1)	離調周波数(注2)(MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz以上一〇MHz以下	二・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一〇MHzを超え	二・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一五MHz未満	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一五MHz以上二〇MHz未満	二・五	(一) 四四・二dBc (注4)
二〇MHz以上	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
	二・五	(一) 四四・二dBc (注4)
	七・五	(一) 四四・二dBc (注4)

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2| 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3| dBcは、電力の搬送波電力(低い周波数の搬送波の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。)に対する比をデシベルで表したものと
する。

4| dBcは、電力の搬送波電力(低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。)に対する比をデシベルで表したものと
する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(ア) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五	五	四・五	(一) 五〇 dB _m
一〇	一〇	九	(一) 五〇 dB _m
一五	一五	一三・五	(一) 五〇 dB _m
二〇	二〇	一八	(一) 五〇 dB _m

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値 (注2)
五	五	四・五	(一) 二九・二 dB _c
一〇	一〇	九	(一) 二九・二 dB _c
一五	一五	一三・五	(一) 二九・二 dB _c
二〇	二〇	一八	(一) 二九・二 dB _c

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注2 dB_cは、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(イ) 「ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	九・八	九・三	(一)五〇dB _m
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五	一三・九五	(一)五〇dB _m
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八	一八・三	(一)五〇dB _m
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五	二二・九五	(一)五〇dB _m
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九	一八・九	(一)五〇dB _m
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五	二三・二五	(一)五〇dB _m
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九	二七・九	(一)五〇dB _m
一五MHzと一五MHzの組合せ	三〇	二八・五	(一)五〇dB _m
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五	三二・八五	(一)五〇dB _m
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八	(一)五〇dB _m

注 離調周波数は、送信周波数帯域(同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)(注)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の

五MHzと五MHzの組合せ	九・八	九・三	許容値(注2)
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五	一三・九五	(一) 二九・
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八	一八・三	(一) 二九・
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五	二三・九五	(一) 二九・
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九	一八・九	(一) 二九・
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五	二三・二五	(一) 二九・
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九	二七・九	(一) 二九・
一五MHzと一五MHzの組合せ	三〇	二八・五	(一) 二九・
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五	三二・八五	(一) 二九・
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八	(一) 二九・

注1 離調周波数は、送信周波数帯域(同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心の周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) dBcは、電力の搬送波電力(連続する二の搬送波の電力の和とする。)に対する比をデシベルで表したものをいう。

(3) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三dBm以下の値
イ 基地局対向器に係るもの

(7) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする

三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は一 MHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dBm 以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 三〇 dBm 以下の値

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの送信周波数帯域の端から二・五 MHz 及び七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は(一) 七・二 dBm 以下の値

イ 基地局と通信を行うもの

(ア) 送信周波数帯域の端から二・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は(二) 七・二 dBm 以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は(一) 二四・二 dBm 以下の値

2) 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア チャンネル間隔が五 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五 MHz、(±)一〇 MHz 及び(±)一五 MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

イ チャンネル間隔が一〇 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)七・五 MHz、(±)

一七・五MHz及び(±)一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

ウ チャンネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz、(±)一五MHz及び(±)二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

エ チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一一・五MHz、(±)一七・五MHz及び(±)二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

ア チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)五MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から(±)一〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)一〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

イ チャンネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)一〇MHz離れた変調のない

妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十)一〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から(±)二〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

ウ チヤネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)一五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十)一五MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする一三・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から(±)三〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする一三・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

エ チヤネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)二〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする一八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)四〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十)四〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする一八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

3 |

設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する基地局又は陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置のフレーム長は一〇ミリ秒であること。

4 設備規則第四十九条の六の十第三項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種類	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	三・四 GHz を超え 三・六 GHz 以下	二

5 設備規則第四十九条の六の十第四項第六号の総務大臣が別に定める陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもののうち、再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。

- (1) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五 MHz 高い周波数及び最も低い周波数から五 MHz 低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。
 - (2) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇 MHz 高い周波数及び最も低い周波数から一〇 MHz 低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。
 - (3) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇 MHz 高い周波数及び最も低い周波数から四〇 MHz 低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。
- 6 設備規則別表第二号第12の4(4)オの総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五 MHz と五 MHz の組合せ	九・八 MHz 以下
五 MHz と一〇 MHz の組合せ	一四・九五 MHz 以下
五 MHz と一五 MHz の組合せ	一九・八 MHz 以下
五 MHz と二〇 MHz の組合せ	二四・九五 MHz 以下

一〇 MHzと一〇 MHzの組合せ	一九・九 MHz以下
一〇 MHzと一五 MHzの組合せ	二四・七五 MHz以下
一〇 MHzと二〇 MHzの組合せ	二九・九 MHz以下
一五 MHzと一五 MHzの組合せ	三〇 MHz以下
一五 MHzと二〇 MHzの組合せ	三四・八五 MHz以下
二〇 MHzと二〇 MHzの組合せ	三九・八 MHz以下

7) 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇 kHz以上五・〇五 MHz未満	任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.2-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位 MHz）とする。
五・〇五 MHz以上一〇・〇五 MHz未満	任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一二・二 dBm 以下の値
一〇・五 MHz以上	任意の一〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値。

注1 基地局が使用する周波数帯（三・四 GHzを超え三・六 GHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇 MHz未満の周波数帯に限り適用する。

- 2) 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。
- 3) 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあっては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より

高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間であつて、当該搬送波のうちのものから10MHz未満の周波数範囲(当該周波数範囲に同時に送信する他の搬送波の周波数を含まないものに限る。)においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間であつて、全ての搬送波から10MHz以上離れた周波数範囲においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

4 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
5MHz	一、〇〇〇kHz 未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・二dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz 以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値
	五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・二dBm以下の値
	六MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値
一〇MHz	一、〇〇〇kHz 未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・二dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz 以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値

一五 MHz		二〇 MHz	
満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値	満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値	〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
一〇 MHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値	一〇 MHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値	一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
一、〇〇〇 kHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
一、〇〇〇 kHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値	一、〇〇〇 kHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
五 MHz 以上一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値	五 MHz 以上一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
五 MHz 以上一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値	五 MHz 以上一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
二〇 MHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値	二〇 MHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値	二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値	二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び同表の中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下である

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ		離調周波数		不要発射の強度の許容値	
五MHzと五MHzの組合せ	一MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・一dBm以下の値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・一dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
	一MHz以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値			
五MHzと一〇MHzの組合せ	一MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八・一dBm以下の値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八・一dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
	一MHz以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値			
五MHzと一五MHzの組合せ	一四・九五MHz以上一九・九MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
	一MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一九・一dBm以下の値			
五MHz以上一九・八MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値				
一九・八MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値					

五MHzと二〇MHzの 組合せ	上二四・八MHz 未満	電力が(一)二三・二dBm以下の値
	一MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二〇・二dBm以下の値
一〇MHzと一〇MHz の組合せ	一MHz以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
	五MHz以上二四・九五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二dBm以下の値
一〇MHzと一五MHz の組合せ	二四・九五MHz以上二九・九MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dBm以下の値
	一MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一九・一dBm以下の値
	一MHz以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
	五MHz以上一九・九MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二dBm以下の値
	上二四・九MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dBm以下の値
	一MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二〇・二dBm以下の値
	一MHz以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
	五MHz以上二四・七五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二dBm以下の値
	二四・七五MHz以上二九・七MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dBm以下の値
	一〇MHzと一五MHzの組合せ	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dBm以下の値

の組合せ	一〇 MHz と二〇 MHz	五 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二〇・七 dBm 以下の値
	一 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・二 dBm 以下の値	
の組合せ	一五 MHz と二〇 MHz	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・二 dBm 以下の値	
の組合せ	一五 MHz と一五 MHz	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・二 dBm 以下の値	
の組合せ	二〇 MHz と二〇 MHz	一 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二二・二 dBm 以下の値
	五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一・二 dBm 以下の値	
の組合せ	二〇 MHz と二〇 MHz	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
	五 MHz 以上二九・九 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一・二 dBm 以下の値	
の組合せ	二〇 MHz と二〇 MHz	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
	五 MHz 以上二九・九 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一・二 dBm 以下の値	
の組合せ	二〇 MHz と二〇 MHz	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
	五 MHz 以上二九・九 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一・二 dBm 以下の値	
の組合せ	二〇 MHz と二〇 MHz	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
	五 MHz 以上二九・九 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一・二 dBm 以下の値	
の組合せ	二〇 MHz と二〇 MHz	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・二 dBm 以下の値
	五 MHz 以上二九・九 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一・二 dBm 以下の値	

設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上二五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上 一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一 dBm 以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値
五 MHz 以上三九・八 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値
三九・八 MHz 以上四四・八 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三・二 dBm 以下の値

注 1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六dBm以下の値
七七三MHz以上八〇三MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 五〇dBm以下の値
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 五〇dBm以下の値
九四五MHz以上九六〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 五〇dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満 (一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇dBm以下の値
一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 五〇dBm以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 五〇dBm以下の値

ア 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満 (一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三dBm以下の値
九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五一dBm以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。
イ 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上二五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満 (一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値
九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五一dBm以下の値

(4) 注 送信周波数帯域の端から10 MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。
陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの

周波数	不要発射の強度の許容値
9 kHz以上150 kHz未満	任意の1 kHzの帯域幅における平均電力が(一)13 dBm以下の値
150 kHz以上300 MHz未満	任意の10 kHzの帯域幅における平均電力が(一)13 dBm以下の値
300 MHz以上1,000 MHz未満	任意の100 kHzの帯域幅における平均電力が(一)13 dBm以下の値
1,000 MHz以上18 GHz未満	任意の1 MHzの帯域幅における平均電力が(一)13 dBm以下の値
18 GHz以上300 MHz以下を 除く。	任意の300 kHzの帯域幅における平均電力が(一)51 dBm以下の値
1,884.5 MHz以上1,915.7 MHz以下	任意の300 kHzの帯域幅における平均電力が(一)51 dBm以下の値

イ 注 送信周波数帯域の端から10 MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。
基地局と通信を行うもの

周波数	不要発射の強度の許容値
9 kHz以上150 kHz未満	任意の1 kHzの帯域幅における平均電力が(一)36 dBm以下の値
150 kHz以上300 MHz未満	任意の10 kHzの帯域幅における平均電力が(一)36 dBm以下の値
300 MHz以上1,000 MHz未満	任意の100 kHzの帯域幅における平均電力が(一)36 dBm以下の値
1,000 MHz以上18 GHz未満	任意の1 MHzの帯域幅における平均電力が(一)30 dBm以下の値
18 GHz以上300 MHz以下を 除く。	任意の300 kHzの帯域幅における平均電力が(一)30 dBm以下の値

一、八八四・五MHz以上、
九一五・七MHz以下

任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均
電力が(一)四一dBm以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。